

■本冊子の内容構成について

C－STEP労働政策研究会は、第1回研究会テーマとして「リビング・ウェイジ（Living-Wage）」を取り上げました。何故、「リビング・ウェイジ」を取り上げたのかについては、「第1回研究会の要約及び発言要旨」（p20）をお読みいただければ、そのあたりの意図なり、ニュアンスを汲み取っていただけるのではないかと思います。

そもそも、「リビング・ウェイジ」とは何でしょうか。端的に言えば、自治体（市）の契約業者や下請業者に「生活賃金（Living-Wage）」の支払を条例で義務づけようとするもので、1994年10月、アメリカのボルチモア市で、労働や宗教団体の連携により市のサービス契約で働くすべての労働者に最低時間賃率6.10ドルを強制適用する条例を制定させることに成功したことをきっかけに、アメリカ各地に「生活賃金を支払う条例」（Living Wage Ordinance）を制定させる動き（運動・キャンペーン）が広がっているということです。

こうしたアメリカにおけるリビング・ウェイジ運動の背景については、「リビング・ウェイジは新自由主義による連邦最低賃金の凍結、長期固定化を運動の契機としている。連邦最低賃金が貧困ラインの代理指標であったこと、それと関連していたアメリカ型全国最賃決定方式による賃金抑制、その間の貧困化の進行、所得格差の拡大、低賃金労働者の増大がリビング・ウェイジ運動を発生させた直接のきっかけである。リビング・ウェイジには『公正な賃金』の支払を要求する思想があり、リビング・ウェイジ・キャンペーンは『経済的正義』（Economic Justice）の追求がある」（「ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制」黒川俊雄・小越洋之助著）としています。

また、リビング・ウェイジ運動の担い手等について、「貧しい人々の生存権を守ろうとする『社会的正義』を大義として、運動主体が労働組合だけでなく、地域のコミュニティ組織、NPOなどとの連携が図られ、民衆の相互刺激、相互啓発の場として生活賃金運動が組織されている」（同）と紹介されています。

リビング・ウェイジ並びに最低賃金制度などの歴史的背景については、吉村助教授の「社会的価値の実現と自治体契約・入札制度」（p5）において述べられています。また、本稿においては、「日本における見通し」ということで、入札制度に関わるこの間の地方自治法の改正や、大阪府における総合評価方式についても触れられています。

吉村助教授は総合評価方式について、“オープンな談合”という言い方をされ、「総合評価方式というのは、評価するにあたって、もちろんのことながら、あらかじめ評価基準を示しておかなければなりません。つまり、入札の札を受け取ってから評価基準を決めるのは駄目です。先に「こういう評価基準でやります」ということを決めてそれをオープンにしなければなりません。その評価基準づくりの過程が「オープンな談合」ということになります。あらかじめ評価基準を決める際に、当事者の関与するチャンスがあるはずですからね。まあ、「ない」ということもあります。関与させるように色々なところから働きかけていけば、評価基準を地域ごとにできるだけ良い方向に作っていくチャンスがあるとい

うことになるわけです。労働組合があまり関係なく、そして、業界は表立ってではなく裏のほうで談合をしている、という形ではなくて、労働組合や各種の運動団体が介在したうえで、それを含めて表の価値判断で、「この地域にとって何が良いのか？」ということを判断するような形で総合評価の基準を決めることができるという、やっとチャンスができたことになります」と述べておられます。

そして、大阪府の場合は、「行政の福祉化」という一つの、わりとはっきりとしたポリシーを打ち出し、評価項目設定についてもかなり検討、工夫されている様子が窺えるが、対象物件が比較的大きな物件に限定されているなど、まだまだ多くの課題が存在することも指摘されています。

C－STEP労働政策研究会として、「リビング・ウェイジ」についての一度きりの学習で、いま何かの結論を得るとか、方向性を提示するとかはできませんが、「リビング・ウェイジ」が『公正な賃金』思想や『経済的正義』の追求に基づくものであり、雇用・就労を通じて人権尊重社会確立に向けて取り組むC－STEPのあり方にも多くのことを示唆していると認識し、本冊子はそのメッセージとして取りまとめをおこなっています。

なお、参考資料として文献やインターネットホームページから引用、掲載させていただいていますので、原本へのアクセスも含めご活用願います。